



「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布について

この度、平成 28 年 6 月 16 日に環境省から、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が公布され、平成 28 年 7 月 1 日から施行されました。

今回の省令改正は、水質汚濁防止法における、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下、硝酸性窒素等）に係る暫定排水基準について、現行の暫定措置が平成 28 年 6 月 30 日をもって適用期限を迎えることから、以降の暫定排水基準について定めたものとなります。

その内容は、現在、暫定排水基準が設定されている 13 業種のうち、粘土かわら製造業については一般排水基準へ移行、残る 12 業種のうち 7 業種については一部の項目について暫定排水基準を強化、又は一般排水基準へ移行となり、他の 5 業種については現行の基準を維持し、期限を平成 31 年 6 月 30 日まで延長するというものです。

併せて、平成 28 年 3 月 22 日から同年 4 月 20 日にかけて実施された上記基準の見直し案に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果も公表されています。

当社では、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等を始め、多くの排水分析に関して長年の分析実績があり、短納期で対応しております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 平成 28 年 6 月 16 日付 環境省報道発表資料
環境検査箇所 小野元也

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について」及び意見募集の結果について](#)
- [2. 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画\(案\)」に対する意見の募集について](#)
- [3. 「PCB 廃棄物の特別措置法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見募集について](#)

「廃棄物等におけるトリクロロエチレンの基準改正」について

平成 28 年 6 月 20 日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」が公布されました。今回の省令公布は、廃棄物のトリクロロエチレンの基準などを変更するものです。

〈改正の概要〉 廃棄物等のトリクロロエチレンの基準値は、以下の通りに改正されます。

[廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則]

- ・ 廃酸又は廃アルカリ以外
0.1mg/L 以下（現行 0.3 mg/L 以下）
- ・ 廃酸又は廃アルカリ 1mg/L 以下（現行 3 mg/L 以下）
[金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令]
- ・ 最終処分場に埋立処分する際
0.1mg/L 以下（現行 0.3 mg/L 以下）
- ・ 海洋投入処分する際
有機性汚泥又は動植物性残さ
0.1mg/kg 以下（現行 0.3 mg/kg 以下）
廃酸、廃アルカリ又は家畜ふん尿
0.1mg/L 以下（現行 0.3 mg/L 以下）
無機性汚泥 0.01mg/L 以下（現行 0.03 mg/L 以下）
[一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令]
- ・ 放流水基準 0.1mg/L 以下（現行 0.3 mg/L 以下）
- ・ 地下水基準、浸透水基準
0.01mg/L 以下（現行 0.03 mg/L 以下）

〈施行期日〉 平成 28 年 9 月 15 日

当社では、揮発性有機化合物の分析について長年の実績がございます。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 平成 28 年 6 月 20 日付 環境省報道発表資料
分析技術箇所 野村咲子

夏季休業について（お知らせ）

誠に勝手ながら、当社では下記のとおり夏季休業させていただきます。何かとご迷惑をおかけすることとは存じますが、悪しからずご了承いただきたくお願い申し上げます。

夏季休業日 8月15日（月）



“水道法水質基準全項目”等においても ISO/IEC 17025 の試験所認定を取得！

この度、当社では“水道法水質基準全項目（51 項目）及びサンプリングについて、試験所の国際規格（ISO/IEC 17025）の認定範囲拡大が認定機関である JAB に承認されました。これにより、当社の認定取得範囲が今までの化学試験、放射能・放射線試験に食品試験が追加となりました。